２　1,891.0MHz、1,899.1MHz、1,909.1MHz及び1,914.1MHzの周波数の電波を使用するもの　5,000kHz

３　1,911.6MHzの周波数の電波を使用するもの　10MHz

［第60～第79　略］

別表第三号（第７条関係）

［１～50　略］

51　時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、２⑴及び⑵並びに18に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

［⑴・⑵　略］

［削る］

52　時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、２⑴及び⑵並びに18に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

［⑴　略］

⑵　帯域外領域における不要発射の強度の許容値

［ア　略］

イ　占有周波数帯幅の許容値が5,000kHzのもの

［㋐～㋕　略］

［削る］

㋖　［略］

ウ　占有周波数帯幅の許容値が10MHzのもの

㋐　中心周波数からの離調が５MHzを超え６MHz以下の周波数帯においては、任意の30kHzの帯域幅における平均電力が－18dB以下の値

㋑　中心周波数からの離調が６MHzを超え8.6MHz以下の周波数帯においては、任意の１MHzの帯域幅における平均電力が－10dB以下の値

㋒　中心周波数からの離調が8.6MHzを超え9.8MHz以下の周波数帯においては、任意の１MHzの帯域幅における平均電力が親機にあつては－29dB以下、子機にあつては－13dB以下の値

㋓　中心周波数からの離調が9.8MHzを超え20MHz以下の周波数帯においては、任意の１MHzの帯域幅における平均電力が親機にあつては－36dB以下、子機にあつては－25dB以下の値

㋔　中心周波数からの離調が20MHzを超える周波数帯においては、任意の１MHzの帯域幅における平均電力が－36dB以下の値

２　1,891.0MHz、1,899.1MHz及び1,914.1MHzの周波数の電波を使用するもの　5,000kHz

［新設］

［第60～第79　同左］

別表第三号（第７条関係）

［１～50　同左］

51　［同左］

［⑴・⑵　同左］

⑶　1,891.296MHzを超え1,893.146MHz以下及び1,906.1MHzを超え1,906.848MHz未満の周波数帯における不要発射の強度の許容値

ア　1,892.846MHzを超え1,893.146MHz以下及び1,906.1MHzを超え1,906.754MHz未満の周波数帯においては、任意の192kHzの帯域幅における平均電力が－31dB以下の値

イ　1,891.296MHzを超え1,892.846MHz以下及び1,906.754MHz以上1,906.848MHz未満の周波数帯においては、任意の192kHzの帯域幅における平均電力が－36dB以下の値

52　［同左］

［⑴　同左］

⑵　［同左］

［ア　同左］

イ　［同左］

［㋐～㋕　同左］

㋖　㋐から㋓までの規定にかかわらず、1,906.9MHzを超え1,907.9MHz以下の周波数帯においては、任意の１MHzの帯域幅における平均電力が親機にあつては－36dB以下、子機にあつては－25dB以下の値

㋗　［同左］

［新設］